

第4期多摩市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントでいただいたご意見に対する市の考え方について

実施期間：平成26年12月19日（金曜）～平成27年1月9日（金曜）

意見数：提出者6名、意見数13件

No.	ご意見	市の考え方	備考
1	<p>合理的配慮について</p> <p>「障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）を行うことが求められます。」という説明文の中の「障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明が合った場合には、負担になり過ぎない範囲で、」の部分削除してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>「障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明が合った場合には」について。合理的配慮は、個々の障がいや状況に応じて必要になるが、必ずしも本人の意思表示がなくても、社会的障壁を取り除くことが必要なことが明白な場合もあり、合理的配慮の範囲を制限するような文章を冒頭から掲げることは適切でない。</p> <p>「負担になり過ぎない範囲」については、負担の内容、負担が過重か否かの判断手順、市による救済制度、解決の仕組みなど、これから詳細な検討が必要な複雑な内容を含んでおり、この一言だけでは、誤解をうむ表現である。用語解説でも触れられているので、本文ではむしろ、合理的配慮の際に必要な「障がいがあっても、どうすれば障がいのない人と同じようにできるのか」という視点（この概念の目的）を記載すべきである。</p>	<p>障害者差別解消法では「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは・・・（中略）・・・社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされており、当該箇所については合理的な配慮の範囲を制限するものとは考えていません。</p> <p>なお、意思表示がなくても、障がい者の利用を想定して行う建築物のバリアフリー化や職員に対する研修等は事前的改善措置として「合理的配慮」の実施に向けた「環境整備」として実施に努めることとされておりますので、その旨を書き加えるとともに、「負担になり過ぎない範囲」については、ご意見にあるように一言で説明することは難しいため、注釈を加える考えです。</p> <p>また、ご意見にある「障がいがあっても、どうすれば障がいのない人と同じようにできるのか」という視点について10ページの障害者差別解消法の説明文の中に法の趣旨についての追記をする考えです。</p>	<p>素案11ページ</p>

No.	ご意見	市の考え方	備考
2	<p>※印「知的しょうがいなどにより本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが補佐して意思の表明をすることもできます。」について、「家族など」を→「支援者など」と修正してほしい。</p> <p>【理由】 補佐するのは家族だけでなく介護者などの場合もあるので、コミュニケーション支援を行うさまざまな人という意味で「家族など」を→「支援者など」と修正してほしい。</p>	<p>素案文中の「など」の部分に、「支援者」という意味合いも含んでいると考えておりますが、家族だけの補佐ではないというニュアンスを明確にするために、「家族・支援者など」という文言に変更するよう検討させていただきます。</p>	<p>素案11ページ</p>
3	<p>「社会的障壁」について ②制度（利用しにくい制度など）を→②制度（利用しにくい制度または整っていない制度など）と加筆修正してほしい。</p>	<p>素案文中の「など」の部分に、「整っていない制度」という意味合いも含んでいると考えております。簡潔な表現にするために、現時点での記述の修正は行いません。</p>	<p>素案11ページ</p>
4	<p>「多摩市版地域包括ケアシステム」とはなにか。どのような性格のものか不明である。これまで策定市民委員会でも協議された経緯もないので、内容について委員会で討議すべきではないか。</p>	<p>「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、医療・居住・福祉等の支援が一体的に提供されるシステムで、高齢者に限らず、障がいのある方を含めたのが「多摩市版地域包括ケアシステム」です。</p> <p>これは、上位計画である第五次多摩市総合計画第2期基本計画に盛り込まれており、整合を図るものです。</p>	<p>素案43ページ</p>

No.	ご意見	市の考え方	備考
5	<p>「わかりやすいけいかくばん」について  (ぬけているぶぶん)</p> <p>第1章 障害者総合支援法の施行と概要</p> <p>5 障害者総合支援法の施行と概要</p> <p>(1) 障害者の範囲 (2) 障害支援区分の創設 (3) 障害者に対する支援 (4) サービス基盤の計画的整備</p> <p>6 その他関連する法律等の整備</p> <p>(1) 障害者権利条約の締結 (2) 障害者基本法の改正</p> <p>第2章</p> <p>3 福祉サービス等の確保に係る目標</p> <p>(1) 施設入所者の地域生活への移行 (2) 地域生活支援拠点の整備 (3) 福祉施設から一般就労への移行</p> <p>第3章 指定サービスの見込み量 第3期の実績</p> <p>もとのけいかくしょにかかっているのにわかりやすいばんではぬけているぶぶんがあるので、つくりなおしてほしい。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、「わかりやすいけいかくばん」につきましては実施対象となっておりますが、「わかりやすいけいかくばん」を作成するにあたり参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>「わかりやすいけいかくばん」はいつどのようにつくりなおされるのですか。</p>	<p>第4回策定市民委員会でお示しいたしました(案)に追加修正を行ったものを第5回策定委員会にてご意見をいただく予定です。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	備考
7	<p>11月25日にわたしがさくていしみんいんかいにていしゅつした、ちてきしょうがいしゃがかいぎにさんかするときにひつようなごうりてきはいりよについてのしりょうを、こんごのために、「しりょうへん」または「わかりやすいけいかくばん」にのせてほしい。</p> <p>(そのないようをもういちどかきます)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすいことばの よやくひつきを つけてください。</li> <li>・しよるいに るびを ふってください。</li> <li>・かいごしゃを つけてください。</li> <li>・むずかしいぶんしょうは わからないので かんたんなぶんしょうで かいてください。</li> <li>・しよるいのことばが わかりにくいので かんじのよこに くわしく わかりやすく いみをかいてください。</li> <li>・しよるいは はやめにおくってください。</li> </ul> <p>りかいするのに じかんがかかるので おねがいします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばで せつめいしても わからないときは もういかい ゆっくり はなしをしてください。</li> <li>・えで せつめいをしてください。</li> </ul>	<p>委員の方からいただいた資料等について、資料編やわかりやすいけいかくばんに直接掲載することは考えていませんが、いただいた資料については、策定市民委員会の資料として行政資料室や公式ホームページで公開しているとともに、貴重なご意見ですので、今後、差別解消法を普及、啓発していく中で参考とさせていただきます。</p>	
8	<p>高次脳機能障害者（児）への支援計画を要望いたします。</p> <p>東京都の「市区町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要項」（平成19年4月9日付18福保障計第1686号）に基づき平成26年度現在、32の市区町村が高次脳機能障害者支援拠点を設け、相談窓口を明確にしています。</p> <p>多摩市においても高次脳機能障害者支援員を配置し、相談支援、関連機関との連携、社会資源の把握と開拓、啓発を図って頂きたい。</p> <p>高次脳機能障害者は中途障害者であり、生涯リハビリが必要な人も多く、自立生活に向けて目途が立たずに悩んでいます。この状況の人たちに個別支援計画を作成し、自立に向けた支援が実施できるような体制を切望しています。</p>	<p>多摩市では、「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」を実施しておりませんが、今後については庁内で検討してまいります。また、高次脳機能障害の方への支援については、個別に対応しております。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	備考
9	<p>高次脳機能障害者支援について</p> <p>P 7の対象者及び用語説明にはあるが、都は市区町村高次脳機能障害者支援推進事業等により市レベルの支援の窓口設置を推進しているが、市としての今後の取組みが示されることが必要なのではないか。</p>	<p>相談窓口として、市の障害福祉課、障がい者支援センターのーま、障がい者福祉センターあんどで受け付けております。</p>	
10	<p>手話奉仕員養成研修事業</p> <p>手話講習会のことを指しているとのことだが、初級～養成まで5コースあるが、どの部分を指しているのか。実際に開催している事業名の方が市民にはわかりやすいのではないか。（要約筆記は市の独自事業として実際の開催名で書かれているため）</p>	<p>総合支援法では市町村の義務として「手話奉仕員養成」と明記されているため、事業名もこの表記としています。今までも初級コースのみを記載してきたので、混乱を避けるために今回はコース名の表記はしません。要約筆記は市の義務ではないので、独自事業として記載しました。</p>	<p>素案29ページ</p>
11	<p>平成29年度の整備目標値1か所とされた「地域生活支援拠点の整備」について、高次脳機能障害者を支援する立場から意見を述べます。</p> <p>1. 高次脳機能障害者を地域で支えるためには地域ネットワークが不可欠であり、「地域生活支援拠点」は、ネットワークづくりの拠点となるべく構想していただきたい。高次脳機能障害は症状の多様さや、障害の重さ、発症・受傷からの期間やそれ以前の生活、年齢や生活環境によって支援ニーズが多岐にわたっています。医療、福祉、労働、教育の多機関にわたっての連携が必要であり、かつ、長期間にわたって継続的な支援が必要です。</p> <p>2. まずは、多摩市内の実態を把握していただきたい。それを踏まえて、拠点整備に向けた取組みを始めていただきたい。</p> <p>3. 都は、市区町村のネットワークづくりの施策として「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」を実施していますが、残念ながら多摩市は当事業による支援拠点整備を行っていません。稲城市等は支援拠点を整備しています。この支援拠点は、本計画の「支援拠点」に直結しています。早急に、支援促進事業から「地域生活支援拠点の整備」に向けて、取組みを始めていただきたい。</p>	<p>高次脳機能障害の方への支援については、個別に対応しているところであります。普及啓発・地域支援のネットワークの構築については、今後庁内で検討してまいります。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	備考
12	<p>16ページ 1サービス量推計の基本的な考え方 最後の行に「財政状況を踏まえつつ」という文言が新たに加わり、後退してしまったので、削除してほしい。</p>	<p>財政的な制約もあることを、ご理解いただきたいと考えております。</p>	<p>素案16ページ</p>
13	<p>16ページ 2サービス提供体制の確保の方策 この文章の3行目「…（前略）…第4期計画期間においては、将来にわたり障害福祉サービスを支える人材の確保、育成等に向けて、<u>資格のない人が関心を持てるような啓発活動や、資格を持っているが介護職についていない方の掘り起こしや、障害福祉サービス事業所で働く方を対象とした研修の充実などの取り組みを検討し…（後略）…</u>」と、下線部分を追加修正してほしい。より広く人材確保への取り組みを積極的に行ってほしい。</p>	<p>本文中では、今後、取り組むものを列挙しているわけではなく、例示としてあげていますので、いただいたご意見について反映は考えておりません。今後、人材確保や人材育成に向けた取り組みの中で、ご意見にある「資格のない人が関心を持てるような啓発活動」についても、具体的な実施に向けて検討してまいります。</p>	<p>素案16ページ</p>